

請求・支給決定事務の注意点

1 障害福祉サービス請求の基本的な注意点について

(1) 障害福祉サービス相互の算定関係

- ①同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない
- ②日中活動サービスの報酬を算定した場合（宿泊型自立訓練を除く）には、同一日に他の日中活動系サービスの報酬は算定できない
- ③同一日に日中活動系サービスを利用した場合、短期入所の報酬単価に留意する
- ④医療型短期入所（宿泊を伴わない利用の場合）を利用した場合、同一日に日中活動系サービス及び障害児通所支援の報酬は算定できない

(2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の所要時間

当該計画に基づいて行われるべき支援に要する時間に基づき算定

(3) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の契約時間

契約した際は、受給者証に契約内容を記載、契約時間数を超えることのないようにする

(4) 利用者負担上限額の管理について

利用者負担上限月額が0円でなく、複数の事業所を利用し、総費用額の1割が利用者負担額を超える可能性のある方⇒利用者負担上限額管理依頼届出書及び受給者証を提出

*上限額管理加算について、普段は複数事業所を利用しているが、上限額管理事業所のみ利用した月の場合、上限額管理加算の対象にはならない。また、同一の保護者が通所給付決定を受けている複数の障害児が、一の事業所のみからサービスを利用する場合、上限額管理加算の対象にはならないため注意

(5) 定員、各種加算の届出に即した請求について

定員変更又は各種加算の届出をした場合、適用日に即した請求を行う

(6) 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における施設外就労について

施設外就労加算は廃止となったが引き続き施設外就労実施報告書を

翌月10日頃までに岐阜市へ提出

(7) 短期入所の利用について

受給者証を持参するよう利用者に徹底し、受給者証12ページ以降の短期入所事業者実績記入欄に必ず記入すること

(8) 請求での返戻について

岐阜市で審査をして返戻としているものと、国保連での審査でエラーになっているものがあります。岐阜市で返戻にしているものはコードが（障害者の場合は）SAから始まるものです。それ以外は市に請求が到達する前にはじかれていますので、国保連にお問い合わせください。（その際も、今一度請求内容を見直し、単純な入力ミスではないかどうかを確認してください。）

2 就労移行支援事業・就労継続支援事業の在宅利用に関する取扱いについて

現在、在宅利用を開始する利用者については、令和4年10月20日付岐阜市福障号外通知「就労移行支援事業・就労継続支援事業の在宅利用に関する本市の取扱いについて」添付の「在宅利用者リスト」を提出することに加え、在宅利用について記載された個別支援計画の提出を受け、受給者証への「在宅利用」の記載を行っているところです。リストには在宅利用を行う際の条件が簡易に記載してありますが、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」（令和3年3月30日付障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）内の「在宅において利用する場合の支援について」に記載された諸条件もご覧いただき、適切に支援を行ってください。在宅利用の開始は受給者証への記載が終了してからになりますので、リストについては、日数に余裕をもって提出してください。

なお、安易に在宅利用を勧めるのではなく、計画相談員等、その他関係機関と連携し、本人にとってよりよい支援となるよう十分検討した後、支援計画に反映した上で、手続きを進めてください。また、訓練状況や支援状況については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存することが望ましいとされています。利用状況の確認のため、それらのデータや日報等の提出を依頼するほか、聞き取りや訪問での調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

*注意事項

通所支援と在宅支援を併用している場合等に、通所支援を行う予定となっている日に利用者が急病等により利用を中止した際に支援を行った場合は欠席時対応加算を算定することとなります。各種加算と混同することが無いよう、適切な報酬の算定を行ってください。

3 地域生活支援事業について

地域生活支援事業の請求の注意点

- ・ 請求書の提出は**翌月10日までを期限**とする
- ・ 請求内容にケアレスミスが目立つため、**チェックした上で提出**する

(例) 明細書のサービスコード、サービス内容誤り

「利用者負担上限月額」「区分(日中一時)」のミス⇒受給者証を確認

実績記録票の提供時間数計算ミス、利用者確認印押印忘れ

利用年月、提出年月日が前月のまま etc…

4 契約内容報告書について

- ・事業所（短期入所以外）は、必ず市に契約内容報告書を提出
→新規に契約、契約を終了、支給量の変更、支給決定期間の更新
- ・契約を終了した際は下欄にその理由を必ず記載
→この理由を確認し、利用者の支給決定を取り消すか否かを判断するため

○記載上の注意

契約内容	障害福祉サービス受給者証 地域相談支援受給者証 通所受給者証	記載事項	報告書																
令和 年 月 日																			
〒 500-8701 岐阜市市町40番地1 岐阜市長様		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業者番号</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>事業者及びその事業所の名称 代表者</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table>		事業者番号								事業者及びその事業所の名称 代表者							
事業者番号																			
事業者及びその事業所の名称 代表者																			
<p>下記のとおり当事業者との契約内容（障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証・通所受給者証記載事項）について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>報告対象者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">受給者証番号</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>支給決定障害者（保護者）氏名</td> <td colspan="3"></td> <td>支給決定に係る障害児氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				受給者証番号							支給決定障害者（保護者）氏名				支給決定に係る障害児氏名				
受給者証番号																			
支給決定障害者（保護者）氏名				支給決定に係る障害児氏名															
契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告																			
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日 <small>(又は契約支給量を変更した日)</small>	理由															
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の更新 <input type="checkbox"/> 3 契約の変更															
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の更新 <input type="checkbox"/> 3 契約の変更															
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の更新 <input type="checkbox"/> 3 契約の変更															
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の更新 <input type="checkbox"/> 3 契約の変更															

更新の場合、上段と下段それぞれに記入し、2にチェック

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告				
提供を終了する事業者記入欄の番号	サービス内容	提供終了月中の既提供量	契約終了日	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
			年 月 日	1 契約の終了 2 契約の更新 3 契約の変更
			年 月 日	1 契約の終了 2 契約の更新 3 契約の変更
			年 月 日	1 契約の終了 2 契約の更新 3 契約の変更
			年 月 日	1 契約の終了 2 契約の更新 3 契約の変更

終了の際は必ず記入

日中活動サービス・障害者支援施設・G・H・CHの契約終了の場合は、その後の進路について記入してください